（消防用ホースの構造）

第三条　消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。

［一～五　略］

六　縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあっては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

（内径）

第四条　消防用ホース（大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

［表略］

２　大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大量送水用ホース又は大容量泡放水砲用ホースの呼び径の範囲内のものでなければならない。

（表示）

第五条　消防用ホースは、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならない。

［一～四　略］

五　平ホース、保形ホース及び濡れホースにあっては、呼称

五の二　長さ（単位　メートル）及び第十条ただし書又は第二十二条ただし書が適用されるのものにあっては、その用途

［六　略］

七　設計破断圧が使用圧の三倍未満の平ホース、保形ホース、大量送水用ホース及び濡れホースにあっては、「設計破断圧」という文字及び設計破断圧

［八・九　略］

九の二　大量送水用ホースにあっては、次に掲げる事項

イ　大量送水用である旨

ロ　呼び径

ハ　送水中に機器の操作で急激に圧力を変化させてはならない旨

［十・十一　略］

［２　略］

（ゴム及び合成樹脂の品質）

第十九条　［略］

２　保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、第七条第三項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第二十四条の試験（最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。）」と読み替えるものとする。

第四章　大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース

（長さ）

第三十三条　大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの長さ（単位　メートル）は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

（消防用ホースの構造）

第三条　［同上］

［一～五　同上］

六　縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあっては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

（内径）

第四条　消防用ホース（大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

［同上］

２　大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径（大容量泡放水砲用ホースの設計された内径（単位　ミリメートル）をいう。以下同じ。）からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。

（表示）

第五条　［同上］

［一～四　同上］

五　呼称（大容量泡放水砲用ホースを除く。）、長さ（単位　メートル）及び第十条ただし書又は第二十二条ただし書が適用されるのものにあってはその用途

［新設］

［六　同上］

七　「設計破断圧」という文字及び設計破断圧（設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。）

［八・九　同上］

［新設］

［十・十一　同上］

［２　同上］

（ゴム及び合成樹脂の品質）

第十九条　［同上］

２　保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

第四章　大容量泡放水砲用ホース

（長さ）

第三十三条　大容量泡放水砲用ホースの長さ（単位　メートル）は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。